

飯山市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図るために設置する。

飯山市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成5年、条例第23号）に準じ設置する。

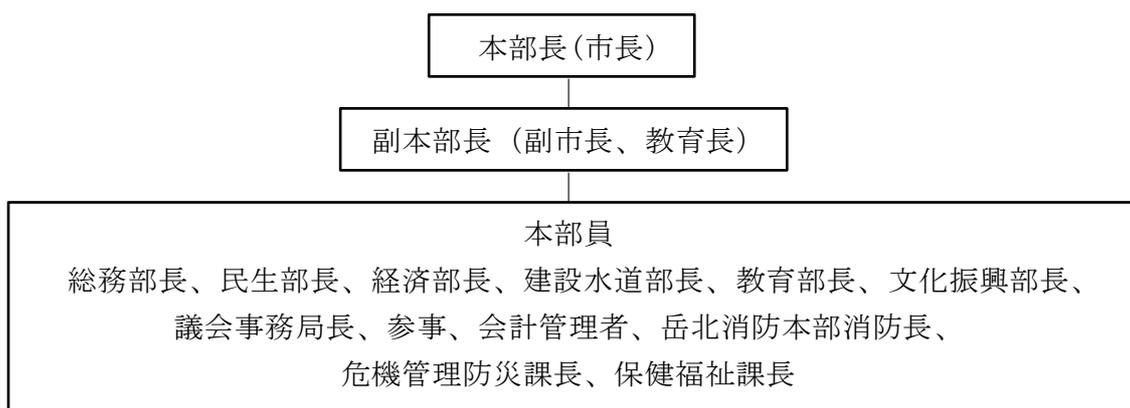
（ア）構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長・教育長
- ・構成員：各部長等
- ・事務局：危機管理防災課・保健福祉課

（イ）所管事項

- ・新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型コロナウイルスの感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

《対策本部の構成》



対策本部幹事会議 幹事長：総務部長 副幹事長：民生部長 構成員：各部課所室長等

事務局 危機管理防災課、保健福祉課